

「被害相談しやすい体制を」

障害のある人への性暴力をどう防ぐか。性暴力撲滅に向けた啓発を手がけるNPO法人「しあわせなみだ」（東京都）の中野宏美代表（48）に聞いた。

—今回の事件のように、障害者が性犯罪の被害者になるケースをどう見えていますか

被害者が知的障害者だと、本人が被害を受けた自覚がなかったり、状況を説明できなかったりします。身体障害者なら身体が不自由で逃げられず被害を訴えられないケースがある。表面化していないものもあると考えた方がいい。

—公判で被告は「施設の子ならばれないと考えた」などと話しました

事件化の動きになっても、被害者がうまく状況を証言できず、断念する場合もある。裁判での証言に限界があることなど障害の特性を踏まえた、法制度

NPO法人しあわせなみだの中野宏美代表・中野さん提供



の整備が求められます。

—施設の利用者が声を上げづらい状況はありますか

「介助をする側／される側」という関係から、「介助がなければ生きていけない」と思い、泣き寝入りする状況がある。ただ、こうしたリスクを踏まえて職員の研修をしている施設もあります。私も研修の依頼を受けました。

—施設側は何をすべきでしょうか

職員を雇う時に契約書面を取り交わし、性的虐待などが起き

元職員懲役9年求刑

障害者施設 女児わいせつなど

知的障害や自閉症などの女児の体を触るなどとして、強制わいせつと児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の罪に問われた障害者施設元職員の中川友輝被告（31）に対する公判が3日、金沢地裁（大村陽一裁判官）であった。検察側は「性欲を満たすために被害者の人権を無視した犯行は卑劣で、被害者も多い」と懲役9年を求刑。弁護側は「深く反省している。理論的で相当な量刑判断を求める」と述べて結審した。判決は21日にある。

起訴状などによると、被告は2019年1～10月、7～11歳の女児6人の体を触るなどし、5人の様子をスマートフォンで撮影したとされる。被告は小学生か

ら高校生の障害者を預かる施設で、送迎などを担当。触るなどしたのは送迎の車中で、娘の着衣の汚れに気づいた保護者からの相談で発覚したという。

施設側は取材に、「事件前から採用時の面接では仕事への適性を確認していた。着替えの介助は基本的に同性が行う運用にしていたが、このようなことが起こり、深く反省している」とした。事件を受け、全職員を対象に講習を実施したほか、車にカメラを設置するなど再発防止対策を進めているという。

（堀越理菜）

NPO法人代表 中野宏美さん

た場合に厳しい対応を取ること示したり、「個室で2人きりにならない」といった現場でのガイドラインを作ったりして、未然防止に力を注ぐべきです。

—行政のやるべきことは

例えば聴覚障害の人が相談できるようメールで対応をしたり、外出が難しい人向けにオンラインでの相談を受け付けたり、といった相談しやすい体制を作る必要があります。相手の話に誘導されやすいなど障害の特性を理解した人材の育成も必要です。

—障害のある人が安心して施設を利用するために保護者にできることは

性犯罪を防ぐため施設がどんな対策を取っているか、万が一起きた場合の対応が平時から作られているかを確認することは大切です。保護者からの働きかけを通じて性犯罪が起こらない施設の風土を共に作っていただけると良いと思います。

（聞き手・堀越理菜）